

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
1	前文	「清流」の表現について	「清流」に対してのコメントを大胆な表現にして欲しい。例えば山北の由来から水のあり方などを考える。	ご指摘いただいた点については、今後の委員会の中で「清流」の表現について検討をしていきたいと考えます。但し、条文上では、「清流」のままでおき、逐条解説の表現を修正することも考えられます。
2	前文	町内外の人に山北町の魅力が伝わる表現の仕方について 「わたしたちのまち山北町」の表現の仕方について	山北町を総括する文章として「水源の町」、「縄文時代から」、「先人たち」「努力」、「英知」、「歴史」、「文化」の表現では、やや表面的で山北町らしさが伝わりにくいと感じられる。 例えば町外に向かって、山北はこんなところだと説明できる表現がベターではないか。又、町民にとって親近感のわく表現であって欲しい。書き出しの「わたしたちのまち」も仮に「丹沢山系」がなければ日本のどこかも不明ともいえる。「わたしたちのまち山北町」ぐらいにはすべきと考える。 町に関する記述やキーワードについてはこれまでの町での検討成果を参考にしたい。	この条例を策定する上で、基本となる考え方は、シンプルで分かりやすい条例とすることをコンセプトに案を作成しました。 町民の方にとって親近感のわくような表現について、具体的なご提案をいただくなど、今後の会議の中で検討していきたいと考えます。 「わたしたちのまち山北町」という表現の仕方については会議の中で検討を図りたいと考えます。
3	前文	「例えば～」以降の具体的表現について	まちづくりの思いや願いの表現であるが、「山北町に住む喜びを自然に実感できる住み心地のよいまち」を目指すとするが、「住む喜び」と「住み心地のよい」と重複した表現になっているが如何か。 又、この時期に条例策定となる経緯、特別な思いや事情、昨今の社会情勢・環境変化への認識等があれば、そうしたことを表現してはどうか。 例えば「震災後(初めて)の自治基本条例」としての意味合いを考えれば、町民の生命や生活の確保(生活弱者への配慮等も)、誇りを持って生活できる環境整備、被災時にも必要な相互支援や信頼等思いを表現するキーワードがあるように思われる。	ここでいう「住む喜び」と「住み心地のよい」とは広義の意味では似た意味合いを持ちますが、住民の皆さんにとって、必ずしも「住む喜び」＝「住み心地がよい」とは限りません。従いまして、この部分では、よりよい自治のあり方として両方を追求していこうという意図がありますが、さらに、良い表現があるかどうか、会議の中で検討していきたいと考えます。 「例えば～」以降の部分については、具体的な表現についてのご提案がありましたら、会議の場でご意見をいただき、検討していきたいと考えます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
4	前文	「自然に」の表現の是非について	「…山北町に住む喜びを自然に実感できる…」の「自然に」が入っているとインパクトが弱くなってしまふ。 ストレートに「…山北町に住む喜びを実感できる…」の方がよい。 また、「自然に」という言葉が数行前に使用されている自然環境の自然と勘違いする恐れもある。	「自然に」の表現の是非につきましては、会議の中で検討したいと考えます。
5	前文	「自然に」の表現の是非について	8行目の「自然」は削除した方が良いでしょうか。	「自然に」の表現の是非につきましては、会議のなかで検討したいと考えます。
6	前文		参画する協働の前に「議会・行政」を文章に挿入する。	ここでは「わたしたち」の中に、ご指摘の行政・議会も含まれているという解釈であります。 従いまして、現時点では、案のままの表現としたいと考えます。
7	前文	最後は「…のためこの条例を制定します。」とまとめるかどうか	第三、第四パラグラフの全体感についてそれぞれの文章の終わり方が「必要であります」、「行動しなければなりません」とあるが、町民が自ら自治を進めることを条例制定によって「私たちが宣言する表現」となることがよりふさわしいと感じられます。最後は「…のためこの条例を制定します。」とまとめるは如何か。 前文としてシンプルでより思いの深いものとして町民に共感されるものが理想と思われまふ。策定委員等関係者の共同作業が必要と思われまふ。	最後は「…のためこの条例を制定します。」とまとめるは如何か。→会議の中で表現について検討したいと考えます。
8	1条	表現についての検討	「山北町に住む喜びを自然に実感できる」は定着した表現と思われまふが、少し内向きに感じられます。「山北町に住む喜びと誇りを自然に実感できる」等ではどうでしょうか。	ご指摘の表現につきましては、会議の中で検討したいと考えます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
9	1条	「推進」とするか「実現を図る」とするか	「自治の実現を図る」を「自治の推進を図る」に変更する。	自治基本条例の性質からしますと、「推進」より「実現を図る」という、一步踏み込んだ表現にしていますが、会議の中で検討していきたいと考えます。
10	2条		条例が憲法及び法律に抵触するときはどちらを優先するのか。	憲法、政省令を優先します。
11	2条	「遵守」とするか「最大限尊重」とするか ※番号33にも同意見	「最大限尊重」について 最高規範であれば、「遵守」でよいのではないかと。条例策定において、理念型と実務規定型がありますが、素案は前者と思われるので実務上の影響が少ないのであれば理念型として「遵守」で対応可能ではないでしょうか。	「遵守」でも表現上問題はありませんが、住民に分かりやすい表現という観点から「最大限尊重」としていただきます。最大限尊重の具体的内容につきましては、今後の会議の中で検討を進めていくこととなります。
12	3条		町民とは、以下の各号に定める「ものいう。」を「ものをいう。」に修正。	ご指摘のとおり修正いたします。
13	3条	他に考えられるものの意見聴取	町民の定義 将来を含め想定される最大範囲に対応しているか。 他の自治体の記載例を参考に要検討。	現時点で、できるだけ広範囲に設定しています。他に考えられるものがございましたら、会議の中でご意見をいただきたいと考えます。
14	3条	基本理念のあり方について検討	自治の定義として基本事項を記載しておくべきか。 ・主権を有する町民の意思と責任 ・町民が等しく参加 ・町民相互または町民及び町の連携、協力等の自治の基本理念を掲げる必要があるのではないかと。 ・第二章「基本理念」で取り扱いを検討か。 ・他の自治体の記載例を参考に要検討。	いただいたご意見は、既に第二章基本理念、4条・5条で網羅されております。基本理念の取扱いについては、具体的にご指摘いただき、会議の中で検討していきたいと考えます。 第2章の標記は、ご指摘のとおり基本理念から基本原則に修正いたします。
15	3条		「上」という字が使用されているが、他の条と統一した方がよい。例えば第8条1行目「上」、第12条4行目「うえ」、第7条2行目「上」。	「うえ」に統一します。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
16	4条		第2号の安全安心の定義を明確にする必要がある。	条例では広義の意味合いで、安全安心と表現しております。 逐条解説に具体的な内容を記載することも考えられますが、性質からして総合計画等の行政計画で規定すべきものと考えます。
17	4条	表現のあり方について	「育むまちづくり」→「育み活用するまちづくり」にしたらいかがでしょうか。	表現のあり方については、会議の中で検討したいと考えます。
18	4条	記載場所のあり方について	番号14記載の自治の定義・基本理念と協働の原則を合わせた記述をここに置くのが良いのではないかと考えます。	記載場所あり方については、会議の中で検討したいと考えます。
19	4条	明文化の是非についての検討	第3号の後に以下の規定を追加したい。 (4)山北町の「文化・伝統」を守り、継承するまちづくり ※現在、子ども会が衰退していく中で、山北町の文化伝統を継承していく体制づくりを提案したい。第8章子ども及び高齢者のまちづくりへの参画が提言されていることを踏まえ、文書の追加を致したい。	明文化するかは、会議の中で検討したいと考えます。
20	5条		「必要な情報」について、町として情報公開の姿勢や情報管理の徹底にも言及してはどうか。	町の情報公開の姿勢は情報公開条例・規則等で規定され、規定に基づき情報公開されています。 この条例は理念型での制定を想定していますので、条例そのものにあまり具体的な規定を盛り込むことは、将来に想定しない制約をうみかねず、原案通りのままでよいと考えます。
21	5条		情報の提示までの期間を定めること。別の定めでの対応は可能。議会も同じとしたい。	町の情報公開の姿勢は情報公開条例・規則等で規定され、規定に基づき情報公開されています。 この条例は理念型での制定を想定していますので、条例そのものにあまり具体的な規定を盛り込むことは、将来に想定しない制約をうみかねず、原案通りのままでよいと考えます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
22	7条		納税の義務は別な法律に規定されていませんか。責務としての必要はないと思います。	自治の実現を図るためには、財源の確保が必要となります。当たり前のことが当たり前でなくなっている現在、あえて納税の責務を明文化することといたしました。
23	7条	明文化の是非についての検討	第2項の「自らの発言または行動に責任を持つ」ことは重要にして当然と思うが、まちづくりに参加し、最終的なコンセンサスを作り上げていくプロセスが極めて重要でかつ難しいと考えられる。ここでの姿勢についても「他のものの意見や活動を尊重し、まちづくりに誠実に努める」等を付け加えてはどうか。	明文化するかどうかは、会議の中で検討したいと考えます。
24	8条	表現のあり方について	まちづくりの主体について、条例の中心事項の一つと認識。参加主体の表現が「自治会等」となっているが、参加主体や担い手の多様化を図ることは重要であり、町民の公益活動を喚起し活性化させるための参加機会の確保は条例表現上も重要。そうすることでまちづくりにおける自治会活動の活性化にもつながると思料される。	表現のあり方については、会議の中で検討したいと考えます。（ご指摘の点については「等」で対応できると考えます。）
25	8条		6条で「町民はまちづくりに参画する権利を有する」とあるのに対して、本条では「努めなければならない」と義務的なことばが用いられているのに違和感を感じます。	権利と義務は表裏一体の関係であることからこのような表現といたしました。
26	8条		自治会が地域により崩壊の状況です、何らかの手を打つ必要が生じています。その組織に代わる事を考えたらどうですか。	この条例は自治会のみをまちづくりの活動の主体として想定しているわけではありません。「等」の表現によって諸団体も想定外の範疇と位置づけています。 代わる組織→につきましては、別の場での議論とさせていただきます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
27	9条		6条で「町民はまちづくりに参画する権利を有する」とあるのに対して、本条では「努めなければならない」と義務的なことばが用いられているのに違和感を感じます。	権利と義務は表裏一体の関係であることからこのような表現といたしました。
28	9条	具体的な記載のあり方について	地域活動の支援について山北町の強みの一つは、自治会活動にあると考えるが、従来型の方法の課題もあるのではないかと。自治会参加における負担感と参加意欲の問題について、条例への参加努力義務を一義的な記載で納得感や実効性があがるか疑問。	自治会自体が、ある意味では、曲がり角に直面しているという捉え方もありますので、具体的に、どのような記載がふさわしいか、会議の中で検討していきたいと考えます。
29	10条		協働の考えから行政からみて受け入れられない事は説明をしてもらいたい。	本条例に基づく町づくりは、町からの一方的なものではなく、関係者間での協議・検討・実践等により進められるものと考えていますが、会議の中でいろいろご意見いただきたいと考えます。
30	10条 解説	明文化の是非についての検討	町長の役割、責務について解説に補足記載してはどうか。 町長の責務（例示） ・地域の課題、町民の多様な意見を的確に把握し、町民全体の福祉向上を図る。 ・この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行し、政治倫理の向上に努める ・職員の教育(変化する情勢を判断する知識、能力)	明文化するかについては、会議の中で検討したいと考えます。
31	12条	明文化の是非についての検討	町は「町民公益活動」の重要性を認識し、活動を促進するように考える。	明文化するかについては、会議の中で検討したいと考えます。
32	12条	町の役割と責務についての内容検討	町の役割、責務について解説に補足記載してはどうか。 執行機関の責務（例示） ・この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行 ・まちづくりへ参加しやすい環境整備に努める	町の役割及び責務について、会議の中で検討していただき、逐条解説で細かく説明していきたいと考えます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
33	13条	「遵守」とするか「最大限尊重」とするか	条例と「総合計画」との関係について、本件条例が最高法規とすれば、総合計画もその趣旨にのっとり定められるべきものと思われる。したがって2項と1項の順番を入れ替えて2項の「最大限尊重」の表現を第2条と同様に「遵守」にしてはどうか。	本条文の書き方からは、1項と2項の順番を入れ替えることはできません。 また、「遵守」については番号11と同様、表現上問題はありますが、住民に分かりやすい表現という観点から「最大限尊重」としています。最大限尊重の具体的内容につきましては、今後の会議の中で検討を進めていきたいと考えます。
34	14条		「行政改革大綱」は聞きなれないことばなので、変更するか()でもう少しわかりやすくしてほしい。	逐条解説に用語解説を加えます。
35	14条		行政改革大綱の内容についてご教示下さい。	行政改革大綱は、行政機関の機構・制度・運営を改革(改善)することを目的に市町村が独自に定める指標です。主として合理化・簡素化や職員数削減を行い、行政の効率化と行政費用の効率化を図るために策定される計画です。 現在、町では平成22年度から26年度までを目標期間とした、第6次行政改革大綱に取り組んでいます。
36	14条		「目的を達成するため効率的」を「目的を達成するために効率的」に修正したらどうでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
37	15条		自主評価ではなく、民間評価の方が良い。	行政評価については、現状では、民間での評価がそぐわないと考えられます。情報公開の一環で、外部の目で評価されることは考えられますが、実務上は、行政により定められた評価手法に基づいて実施をするということになります。
38	15条		行政評価の方法とPDCAの定着状況をご教示下さい。	本条例で云う行政評価制度は、山北町では未だ導入していません。 現在行っている行政評価は、町の主要事業で総合計画に登載されている事業について、毎年度見直しを実施し、向こう3ヶ年の計画を立てています。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
39	14・15条解説		「普段」→「不断」	ご指摘のとおり修正いたします。
40	16条		説明責任は果たさなければならない重要な責務です。「説明することに努めなければならない」ではなく町長の説明責任(第11条)と同様「説明しなければならない」と同じでよいのではないか。あるいは、「説明するものとする」とし、「又、町民から町政に関する事項について説明を求められたときは速やかに回答しなければならない」等にしてはどうか。	務めなければならないとしているのは、今後発生する様々な事象について、すべからず説明ができることばかりではないことから、努力規定としています。 しかし、できるだけ、説明責任を果たすことは必要と考えます。
41	17条		「パブリックコメント」は聞きなれないことばなので、変更するか()でもう少しわかりやすくしてほしい。	逐条解説に、用語解説を加えます。
42	17条		パブリックコメントについて ・パブコメは定着したやり方であるが、活用が課題である。 ・政策実現にどう寄与したのかフードバックも大切。 市民参加のツールとして上記以外にも意見交換会や政策策定、評価において公募委員等含めた多様な参加方法への言及が必要と思われる。他の自治体での状況もご教示下さい。	条例の性質上、条文にどこまで表現を盛り込むかは判断の分かれるところです。パブリックコメント制度については、別に規則を設ける場合など、詳細を規定していくべきものと考えます。
43	18条		今後、議会や議員での検討テーマと思われるが、本件条例に係る議会の役割と責務については議会や議員とまちづくりの観点からの記述があった方がよいのではないか。	議会については、三権分立の観点から、議会の独立性を確保するために最小限の記載としています。議会で、より具体的なものにするためには、議会において「議会基本条例」を制定することが考えられます。
44	19条	住民投票の是非についての検討	山北町は数年前に地域の将来に危機的な状況が発生し、この時には住民投票の是非が問われました。この条例の制定にあたり議論をしたいと思えます。	会議の中で議論していきたいと考えます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
45	19条		<p>重要なテーマではあるが、対立軸が単純化されるだけに、町としてこの制度をどういう考え方でどう使っていくのかをまずよく検討していく必要がある。</p> <p>他の自治体での制定、活用状況についてご教示ください。</p>	<p>本策定委員会で議論していただき、その結果を推進会議(庁内会議)で議論していきたいと考えます。</p>
46	20・21条	他のカテゴリーに属する人の条例への追加のぜひについて	<p>子ども及び高齢者に関する視点は重要ですが、参加についての条文をあえて設けている理由は何か。在学の子どもは町民の定義にも含まれており、高齢者(65歳以上)は、まちづくりの主体を担っている人も多いためです。又、社会的弱者の観点からは、障害者や母子家庭等別のカテゴリーもあると思われます。</p>	<p>年齢に応じたまちづくりへの参加を促すために、「子ども」と「高齢者」を条文化しています。他のカテゴリーに属する方の条例への追加については会議の中で検討したいと考えます。</p>
47	22条		<p>他町との連携は災害時のときに考えられる。山北町は丹沢湖を有し決壊等が発生すると他町まで影響が及ぶ、防災の観点から考えれば広域連携が望ましい。</p>	<p>地方分権改革により多くの県の事務を市町村の事務とする流れがあり、専門性を要する事務等は町単独では事務移譲を受けられない事が想定されます。そのような場合は複数の市町村一括で事務を処理する広域連携が受け皿として考えられます。</p> <p>また、ご指摘のとおり、防災面で関係市町村で計画を策定したり、広域的な対応計画を策定することも必要となってきております。</p>
48	22条		<p>広域連携は重要な視点ですが、町をどう位置づけていくかという観点からは、広範囲な公共問題(環境、エネルギー等)や観光・産業等を考える場合、海外、国、県、町外の自治体、企業、コミュニティー、個人等との関係についても何らかの言及があっても良いのではないかと考えます。</p>	<p>広域連携は関係市町村のまちづくりへの姿勢も重要な要素となりますので、具体的な個別事業の規定は、あえていたしておりません。</p>

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
49	23条		見直し手続き等の簡素化を考え即実施できるようにしたい。	条例の性格上、当然、数年ごとの検証および見直しは必要と考えています。 検証及び見直し作業については、本委員会と同様な委員会での審議が必要と考えています。その後、パブリックコメントを実施し、議会の議決を経て、改正条例の施行となります。
50	全体		説明を読まなくても条文だけでほとんどの人が理解できるぐらいのものがいいと思います。	条例の性質上、最低限の法律用語の使用はやむを得ないと考えます。 町民の皆さんには逐条解説を平易な表現で作成することで対応したいと考えます。
51	全体		条例の文書は町民にわかりやすいように法律用語は用いない。	条例の性質上、最低限の法律用語の使用はやむを得ないと考えます。 町民の皆さんには逐条解説をわかりやすい表現とすることで対応したいと考えます。
52	全体		町民が必要とするときに条例がすぐ使用できるようにする。	本条例は理念型での制定を想定しております。理念型の条例は、具体的規定型の条例とことなり、細かい条項を策定する性質のものではありません。従いまして、町民が必要とするときにすぐ使用できるようにするためには、この条例の考え方に沿った細かい条項を定めた規則等を早急に整備して、対応していかなければならないと考えます。 この条例の制定方針として、細かく規定して、窮屈に感じるものではなく、制定して町がよくなったと思えるものにするとしています。
53	全体		行政・議会の意見で左右されないようなこととする。	ご指摘の内容は、当然のこととして運用していかなければならないと考えます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
54	全体		この条例制定にあたり協働の考えから議会の考えもこの会議のときに聞きたい。	今後の進捗の中で、事務局より議会に報告していきます。また、議会にも「議会基本条例」策定を働きかけてまいります。
55	全体		パブリックコメントを求めることとしたい(公募委員が少数である)。	少しでも多くの方が関与できるような実施方法を考え、パブリックコメントを実施していきます。
56	全体		この条例の制定にあたり町民の賛否を問いましたか。	山北町第4次総合計画後期基本計画(計画期間は平成21年度から)に自治基本条例の制定が位置づけられています。 総合計画は、町民及び学識経験者25名による総合計画審議会により議論され、策定されたものです。
57	全体		自治基本条例策定の視点として「コミュニティの育成」、「町の財政」があがっていましたが、今次素案では項目にないと思われます。どのような考え方や基準により条例での取扱い項目を選定しているかご説明下さい。	コミュニティの育成については、第8条・9条で自治会等まちづくりの主体・地域活動の支援で規定しています。この条文には、山北町で自治の中心的役割を担っている自治会を例示的にあげています。本条の趣旨の中にコミュニティの育成も含まれていると考えております。 あわせて財政についても、第10条～12条において、町長及び町の役割及び責務が規定されており、当然この中には、健全な財政運営も含まれるものと考えております。
58	全体		条例のつくりとしてこの条例を見れば(解説を含め)、自治の基本事項からまちづくりに関する項目まで基本的には全体が網羅されている構造の方が分かり易いと思われます。コミュニティはこっち、財政はあっちとなるとわかりにくくなる。基本事項を選別的に取り扱うより基本事項はすべて触れておく方がベターと考えます。	この条例は理念型で制定することが町の方針となっています。当初より細かく規定してがんじがらめにする事は、将来にわたってのまちづくりの柔軟性をむしろ損なう可能性も考えられます。町としては、この条例は作って終わりではなく、今後必要な項目については、必要に応じて追加(育てていく)していかなければならないと考えます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
59	全体		素案については、条例の骨格(構成や取扱事項)の検証やそれぞれの記載内容や方法の吟味が今後の検討において必要と考えられます。(参考となる他自治体等での事例の提供は既にご依頼の通りです)。又全体の流れが項目の羅列的な印象があり、全体感を支える理念や思想の流れが円滑となるような工夫も必要と考えられます。	この条例は理念型で制定することが町の方針となっています。当初より細かく規定してがんじがらめにする事は、将来にわたってのまちづくりの柔軟性をむしろ損なう可能性も考えられます。町としては、この条例は作って終わりではなく、今後必要な項目については、必要に応じて追加(育てていく)していかなければならないと考えます。
60	全体		基本条例策定の経緯として各自治体では、これまでの行政(まちづくり)上の課題や教訓を生かしてそれぞれの条例を策定しています。山北らしい条例とは何かは、これまでの経験をどれだけきちんと盛り込んでいけるかにあると思われまます。行政サイドでは素案作成に当たりどうい議論がなされたか、素案上どう反映されたかご教示下さい。	策定推進会議において、ニセコ町まちづくり基本条例をはじめ多数の制定済先行自治体の規定項目および条文を検証し、山北町に必要な規定項目を選択いたしました。
61	全体		今後予想される社会・経済的、環境的变化や危機への対応、将来に向けた挑戦への視点等について想定されるシュミレーションや検証に条例案が耐えうるものか点検、フィードバックすることは策定のプロセスとして重要です。素案作成時における検討状況を確認頂きたい。	みなさんでご検討いただいたものを、さらに庁内会議で議論します。あわせて条文化する際には、庁内で条文としてふさわしいか等チェックを行います。
62	委員会運営		各策定委員の当該条例策定に対する考え方についての意見交換の場の設定。 →6/21(火)の素案提示を踏まえ、各策定委員の当該条例策定に対する考え方、理念、それぞれの立場や個人として山北町の自治に対する現状認識や課題、条例への盛り込み事項等を意見交換することで、各委員の策定に向けた共通理解の促進及び委員会の一体感の醸成を図るとともに、条例主旨に沿った策定プロセスの確保を目指すもの。	次回会議内容の参考にさせていただきます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
63	委員会運営		<p>「山北町自治基本条例これまでの経過」(6/21会議資料3)の具体的内容の説明</p> <p>→特に平成23年1月18日の第2回自治基本条例策定推進会議の検討内容である「先進自治体アンケート結果報告」、「先行制定自治体条例の主要項目の説明」、「山北町自治基本条例に規定する項目についての検討」については素案検討に当たり共通して認識しておくべき事項と史料される。</p> <p>→「職員アンケートの主な意見」(6/21会議の資料4)については、問2「自治基本条例に盛り込みたい事項」、問4「将来どのようなまちになるといいか」、問5「町民・行政が一体となって協働のまちづくりを進めるために必要なこと」等に代表される事項については、各分野での行政サイドの現場の意識、課題認識として具体的事例等を含めきちんと整理しておくことは条例策定上・運営上も極めて重要と考えられる。素案策定の経緯として説明をお願いしたい。</p>	できるだけ、ご説明いたします。
64	委員会運営		<p>条例(案)の解説書(案)(コンメンタル、手引書等)の作成</p> <p>→当委員会で条例の考え方や盛り込む内容の選択理由、条文内容の解説や検討経緯等について、素案での逐条解説や用語の定義に加えて、総括的な解説書(案)とすることが必要と考える。策定委員会の議論の経緯や共通認識の成果物として、又、町民への説明や周知を展望したものとして有効と考える。今後行われる委員会での意見交換や検討経緯を町民にも分かり易くまとめておくイメージ。</p>	ご指摘のものが逐条解説です。住民のみなさんには、制定時に広報での特集やチラシなどで細かな、情報提供を実施していきたいと考えます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
65	委員会運営		<p>素案検討における分科会(グループ)方式併用の検討</p> <p>→6/21の第一回会議でも話題となりましたが、各委員が参加できる機会を極力確保する意味でも、参加時間を全員が合わせる方法は非効率な面があり、更に十分な検討のため開催頻度を増やす場合にも一層難しいと考えられます。そこで必要に応じ素案検討や事務局からの説明をグループ化して行う方法を検討しては如何でしょうか。これにより参加的で活発な意見交換や検討が一層期待できると思われます。全体会議をベースとして、必要に応じてグループ検討会等を活用する併用方式を提案します。</p> <p>(例)3グループ程度に分け、条文検討(それぞれで全条検討あるいは23条を分担する等)。グループ分けは日付別、曜日別、時間帯別等実情に応じ設定。</p>	<p>分科会方式での開催は、想定しておりません。分科会方式で実施する場合でも、分科会検討事項を全体に諮らねばならず、プロセスばかりが煩雑になることが想定されます。</p> <p>ご指摘のとおり、委員の皆さん全員が一同に会することは難しいのは承知しておりますが、資料の事前配布などによる意見聴取などで対応したいと考えます。</p>
66	委員会運営		<p>今後のスケジュールの具体化(日程と検討テーマ)</p>	<p>委員会の開催回数は4～5回程度を考えています。検討テーマは、素案に対するご意見を各委員から総数69項目をいただきましたので、それを中心に議論していきたいと考えます。</p>
67	委員会運営	委員会情報の公開について	<p>情報の取扱い(6/21第一回会議での質問関連事項)検討途上とはいえ公開情報でない当該委員会の資料を含めた情報についての取扱いルールを決めた方が良いと思われます。</p>	<p>第2回策定委員会の議題といたします。</p> <p>原則として会議資料は公開を考えています。公開の方法は、会議終了後に町ホームページに掲載することを考えています。会議の議事録もセットで公開を考えています。</p> <p>しかし、いずれの情報も山北町情報公開条例および山北町個人情報保護条例に留意しながら公開していきます。</p>

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
68	まちづくりへの意見		山北町の一番欠けていることは情報の共有ではないか、議会の議事録の開示の遅さ、委員会の議事録等も含まれます。庁内の各会議の議事録の提示は皆無です。逗子市は会議の議事録の開示も行っています。このような下支えが必要です。	ご指摘のとおりですので、第5条で情報共有の原則で明文化しています。
69	まちづくりへの意見		<p>今回条例案文についての意見とのことですが、山北町のまちづくりの実際の計画案はどのような案件があるのかわからない中で、町民一人一人が互いに協力し日々の暮らしの中で山北町に住む喜びを自然に実感できる・・・とありますが・・・</p> <p>自治基本条例は自治体が自ら行える範囲が広がる意味があり、この基本条例の作成になるわけで、現在行われてきた行政に町民参加がどのようなものであったかですが、今まで以上に個人個人が参加の意義を理解し、参加できる具体的な計画案が提案されることが必要であると考えます。</p> <p>その意味では中身の検討ができ、形式的でなく、これから町の発展に対象者にどのように、機会を与え参加してもらおうかが大きな今後の課題です。</p> <p>現在は行事に対して町民の各種団体の参加はあるが、条例を作成し実行し、町の今後の開発・発展につなげていくには、現状から一歩進んだ将来像を踏まえた構想の基本が必要です。</p> <p>現在、自治会・各種団体・消防・議会・行政・企業・学校などがどこまで関心があるかわかりませんが、各種団体はすでに目的を持ち活動している関係から、これ以上の負荷は疑問です。従いまして、この組織以外に新しさが必要であると考えます。</p>	【以下全て】ごもっともなご意見だと思います。具体的に本条例案に取り入れる文書表現を、お示ししていただければと考えます。

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
			<p>今回次の考えを提案します。</p> <p>この基本条例の対象者が何に取り組むか、何に興味があって参加したいかを、個人が選ぶことができるようにする。</p> <p>その選ぶ対象は地域です。現在、町民は自分の住む範囲の自治会に所属し、在勤者は会社、学生・児童は学校に属します。また各種団体で活動している方はその団体を通じ参加しています。これ以外の町民もおります。</p> <p>これらのことをふまえて、今回新たに目標の地域を設定し、個人参加の基本システムで構築していきます。このことが提案の基本です。</p> <p>この場合地域参加委員会(仮称)→地域発展委員会(仮称)です。</p> <p>提案の考え方として、町の歴史的の概要からはいりますが、山北の歴史は古代縄文時代から、中期には波多野一族の河村城下にあり鎌倉時代との関係、小田原北条時代、明治維新・明治大正昭和初め時代の鉄道・西丹沢の山々の中にできた丹沢湖・自然・澄んだ空気の「緑の環境」水に恵まれた「水の環境」滝壺にきれいな水を落とす「洒水の滝」桜並木がある「鉄道・桜」鎌倉時代を思い起こさせる「城史跡の環境」産物としてミカン・お茶などの生産環境があります。</p> <p>又現在多くの人(県外からの参加の催しもの)あります。</p> <p>これらの歴史的経過と現在の状況を踏まえ次のよう参加の区分をします。</p> <p>* 丹沢地区(西丹沢地区全体) 水元水防となっている「丹沢湖ダム」は満々と澄んだ水、周囲の緑は輝く環境西丹沢ハイキング・現在行われている、丹沢湖マラソン・県下高校駅伝・カヌー・花火を含める。</p>	

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
			<p>* 大野山地区(共和地区全体) 昔話に提灯の明かりのようなキツネの行列が、山の峰に見えた山道は、登り切れれば富士の眺めは大変な眺めと同時に周辺は牧場としての「大野山」の観光開発などの参加。</p> <p>* 洒水の滝地区(平山地区全体) 豊かな水を滝壺に落とす「洒水の滝」は昔から修行の場所として、多くの修行者が訪ねて来た。滝壺に落ちる水滴は霊気を含む涼しさ、鳴り響く伝統の太鼓は心に響く観光開発などの参加。</p> <p>* 河村・鉄道地区(山北地区・駅・城跡地区) 多くの人々の大きな関心事が起きた歴史があります。英国製の蒸気機関車が黒煙を吐きながら、近在から集まった人々の前にせまって来る、明治42年のことです。当たり前ですが、この山北駅の周辺は鉄道員の町となったが、沿道の桜の木は沿線を覆い豊かな旅情を伝える。これ以上の開発などに参加。</p> <p>* 河村・丸山地区(城跡・丸山地区) 昔山北は河村山北と言われ、河村城の影響が長く続いた、その城は浅間山の東の山頂にあり、多くは昔鎌倉時代に源頼朝の「鎌倉の流鏑馬」にまでさかのぼりますが、その城跡に周辺地区の開発に参加。</p> <p>* 高松・向原地区(高松・向原地区) 東名高速自動車道は昔の東海道線(現在の御殿場線)に沿い北側にできています。大井松田インターからのすぐ北側に緑豊かな高松山があります。山々は食糧難の時代の作物の生産の山でしたが、現在ハイキングコース、南向きには、環境を考える余地があります。そのための参加。</p>	

山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方および論点

平成23年9月2日

番号	項目	論点	委員からの意見	事務局の見解
			以上のような区分の中に誰でも入ることができ、その内容は無論今後の発展、開発計画などに直接関与していくことができるようにする。 町民は個人の希望により、各地区の委員会に所属することができ、各地区の開発の発展に寄与するようにしていく。	